赤光社美術協会会務規定（最終案）

【 名称及び目的 】

第 1 条　本会を赤光社美術協会という。

第 2 条　赤光社美術協会は純粋な創作活動を行い、かつ地方文化の育成を目的とし、作家としての優れたエスプリを活かし会の企画・運営に積極的に貢献する。

【 会の運営 】

第 3 条　赤光社美術協会の運営は、当会の会員・会友によって行われる。

第 4 条　赤光社美術協会は時流を鑑み、総会により適宜運営の体制を整える。

第 5 条　当会は、総会において事務局長を自薦他薦により決定する。

第 6 条　事務局長は年初の総会までに各部と協議し行動計画を作成する。

第 7 条　運営に必要な部署及び各部のリーダーは事務局長が起案し総会の承認を求める。

第 8 条　事務局長及び、各部リーダーの任期は、引継ぎの完了をもって任期とする。

第 9 条　当会の資金は会計部により管理され、会計年度ごとに監査を受ける。

第 10 条　審査委員長、陳列委員長は、それぞれ審査部、会場部の顧問とする。

第 11 条　会員・会友は総会及び招集の求めに応じて積極的に運営に携わる義務を有する。

第 12 条　総会は、参加者の多数決を持って可決される。ただし、総会参加が困難な会員・会友においては適宜な方法により議決権の行使が出来る。

第 13 条　総会及び様々な呼び掛けは、可能な限りホームページ等を利用し、事前に情報提供及び発言ができる環境を整える。

【 会員、会友の処遇 】

第 14 条　会員・会友により当会の名誉が棄損された時や社会規範に反する行為があった時は、総会においてこれを審議し除名することが出来る。

第 15 条　会員・会友が退会を希望する場合は、事務局に対し、退会理由を適宜な方法で伝える必要がある。尚、退会届は該当年の 1 月 1 日から 12 月末を期限とし、事務局は年初の総会で名簿を更新する。

第 16 条　新会員・新会友の推挙は、本展審査において会員は 8 割、会友は 6 割の推挙を要する。

第 17 条　会員・会友が逝去された場合は、展示準備が整う直近の展覧会会場において遺作を公開する。

【 事務局 】

第 18 条　事務局は事務局長の自宅等に置く。

第 19 条　事務局長は事業報告を総会に提出し承認を受ける必要がある。

【 会計部 】

第 20 条　会計監査は 2 名以上とし、会計監査に事務局長は立ち会う必要がある。

第 21 条　会計報告は総会において承認を受ける必要がある。

【 細則 】

第 22 条　本規約の変更・追加等は、各部リーダーと事務局長で協議し、総会の決定を要する。

第 23 条　会員・会友は住所、連絡先の変更等や慶忌について速やかに事務局に連絡する義務を有する。

第 24 条　会員会友は、会費を納入する義務を有する。3 年間未納がある場合は、退会について協議する。

第 25 条　会員出品歴、50 年以上・満 85 歳で会費免除となるが、免除に該当した会員は、当会に対する永年の貢献を称え、在籍に関わらず永年会員として記録される。

令和 8 年 12 月 6 日　一部改訂